

個人番号の取得・利用・提供ができるのは、法令で決められた場合だけです

マイナンバー



従業員及びその家族

個人番号
を提供

↑

利用目的の明示
・本人確認

事業所



しっかり管理！

問合せ 企画財政課
☎029-288-3111(内線238)

■マイナンバーを取得するには？

従業員などから取得する際には、利用目的(「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」等)を伝えましょう。

■本人の番号であることを確認！

マイナンバーを従業員などから取得する際には、本人確認(次の①、②の確認)が必要です。

- ①「通知カード」や「個人番号カード」でマイナンバーが間違っていないかを確認。
- ②顔写真が付いている「個人番号カード」または「運転免許証」などで、本人確認。

■マイナンバーの情報はしっかり管理！

情報漏えいを防ぐため、取扱者、取扱い手順、保管場所などを決めておき、書類やデータはしっかり管理しましょう。また、事務を委託するときには委託先をしっかりと監督するとともに、再委託には承諾が必要です。なお、必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄しましょう。

マイナンバーに関するお問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

受付時間／平日 午前9時30分～午後10時

事業者の皆さんへ

マイナンバー(個人番号)を
正しく取り扱っていますか？

パブリックコメントを募集します

皆様のご意見をお寄せください

■募集内容及び応募先

▶城里町常設型住民投票制度(素案)

募集期間：1月25日(月)～2月24日(水)

※郵送の場合、当日の消印まで有効

応募先・問合せ

総務課 〒311-4391 城里町石塚1428-25

☎029-288-3111(内線211) ☎029-288-3113

✉soumu@town.shirosato.lg.jp

▶城里町一般廃棄物処理基本計画〔改訂〕(案)

計画期間：平成28年度から

募集期間：2月15日(月)～3月4日(金)

※郵送の場合、当日の消印まで有効

提出先・問合せ

町民課 〒311-4391 城里町石塚1428-25

☎029-288-3111(内線112) ☎029-288-5955

✉choumin@town.shirosato.lg.jp

■資料の閲覧場所

上記の担当課、桂支所、七会支所、各公民館(常北、桂、七会)、桂図書館

※町ホームページ上でも閲覧できます。

☞ <http://www.town.shirosato.lg.jp/>

■応募できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他団体
- ・町内に所在する事務所または事業所に勤務する方
- ・町内に所在する学校に在学する方
- ・町税の納付者

■応募方法 次のいずれかの方法による郵便、FAX、電子メール、持参

■記載事項

<個人>

- ①計画の名称
- ②ご意見
- ③氏名
- ④住所
- ⑤連絡先

<法人・団体>

- ①計画の名称
- ②ご意見
- ③名称及び代表者の氏名
- ④事務所の所在地
- ⑤連絡先

※電話など口頭でのご意見は、お受けできませんのでご了承ください。